田川市いじめ重大事態に関する
調査結果の公表ガイドライン

田川市教育委員会

令和７年６月２日

１　本ガイドラインについて

本ガイドラインは、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に定める重大事態が発生し、同法第１４条第３項の規定に基づき本市教育委員会の附属機関として設置された田川市いじめ問題対策委員会が組織した委員にて調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成２９年３月策定、令和６年８月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり必要な事項を定めるものとする。

２　公表の意義・目的について

文科省ガイドラインにおいては、「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」と表記している。

また、「報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。」と表記している。

こうした文科省ガイドラインの内容を踏まえ、本市教育委員会として、いじめの事実解明のみならず、子どもが安心して育つことができる体制を整えていくために、以下の意義・目的をもって当該調査結果を公表すべきか判断することとする。

⑴　当該事案に関する憶測や推測を抑え、社会全体でいじめ問題及びいじめ問題を取り巻く諸課題について考える契機とする。

⑵　児童生徒の尊厳を保持し、安心・安全に学び育つための環境整備に寄与する。

⑶　学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、公正かつ適切ないじめの未然防止策やいじめ防止体制構築等を推進し、同種事案の再発防止、いじめの早期発見・対応、早期解決を図る。

⑷　地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を構築していけるよう、一層の開かれた学校づくりに向けた取組を推進する。

⑸　田川市いじめ問題対策委員会が組織した委員の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。

３　公表による影響について

調査結果を公表し、重大事態の発生に至った経緯、事実関係、対応状況等について、誠実に説明する責任があると考えている。

しかしながら、調査結果の内容には、児童生徒個人の学校生活の様子や保護者に関する情報なども詳細に含まれるため、全てを公表すると、次のような弊害が生じることも考えなければならない。

⑴　調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童生徒、保護者、教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような事態が懸念され、調査に重大な影響が生じることが考えられる。

ア　調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して防衛機制が働き、事情聴取等への協力的な態度や回答内容が変遷するなど、真実の把握が難しくなる。

イ　各関係機関（警察、児童相談所、相談機関、医療機関等）において関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

⑵　公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやＳＮＳ上で拡散されたりすることが想定され、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

ア　一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで 、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域で生活支障が生じる。

イ　人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって、関係当事者と周囲の児童生徒、保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の成長が阻害される。

ウ　いじめの要因に 被害児童生徒及び関係児童生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プラ

イバシーに関わる内容が漏洩するおそれがある。

エ　インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

４　公表方針

以上のことを踏まえ、次の方針により、いじめ重大事態の調査結果を公表することとする。

⑴　被害児童生徒及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的や公表することによる弊害等を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。

⑵　公表に際し、いじめを行った児童生徒及びその保護者の同意を得ることは行わない。

⑶　公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが調査対象者における生活環境や、学校が行う支援・指導に影響が生じないように配慮する。

５　調査結果の公表方法等について

⑴　公表の方法

田川市の公式ホームページへの掲載により公表とする。

⑵　公表する資料

ア　公表資料は、原則、上記の公表方針を踏まえた調査報告書の公表版とするが、再発防止の観点や公表による弊害を最小化するために、被害児童生徒及びその保護者の意向を最優先する。

イ　公表に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び田川市情報公開条例（平成４年条例第１号）で不開示となる情報等も参考にし、児童生徒や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。

⑶　公表する期間

原則、６か月とする。ただし、被害児童生徒及びその保護者の意向を最優先する。

⑷　公表の手順

ア　被害児童生徒及びその保護者に対して、本ガイドラインを説明する。

イ　調査対象者に対して、調査結果の公表について説明を可能な限り行う。

ウ　被害児童生徒及びその保護者に対して、調査結果の説明後、本ガイドラインの説明後に公表に関する意向確認を行う。

エ　公表に関する意向確認後、公表すると判断した場合は、調査報告書の公表版を田川市の公式ホームページに掲載する。

オ　公表した後に被害児童生徒及びその保護者から公表中止の申し出があった場合は、その時点で公表を中止する。